

様式第 5 号

育児・介護雇用安定等助成金(中小企業子育て支援助成金)
支給停止決定通知書

平成 年 月 日

殿

労働局長 印

平成 年 月 日付けで、不支給決定(支給決定取消・返還)の通知をした育児・介護雇用安定等助成金(中小企業子育て支援助成金)について、下記理由により、本日から3年間、支給を停止することを決定したので通知します。

なお、雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4章の雇用安定事業等に係る各種給付金についても、同期間支給が行われないこととなります。

記

支給停止の理由